再雇用制度の対象者に係る基準に関する協定書

国立大学法人東北大学と経済学研究科事業場過半数代表者とは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人東北大学職員就業規則第２条第１項に規定する職員（教員を除く。）の再雇用制度の対象者に係る基準に関し、次のとおり協定する。

記

１．再雇用制度対象者の基準については、次に掲げる各号に該当する者とする。

（１） ５年以上勤続して定年退職した者であること。

（２） 定年退職１年前の時点で再雇用の希望を聴取し、再雇用を希望する意思を有することが確認できた者であること。

（３） 健康診断の結果、再雇用時の業務遂行に支障がないと判断された者であること。

（４） 直近３年間において、以下の事項に該当する事実のないこと。

① 停職の処分を受けたこと。

② 懲戒処分（停職を除く。）を 2 回以上受けたこと。

③ １年間につき 5 日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いたこと。

④ １年間につき 3 日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いたことが 2 回以上あること。

⑤ 監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られたとして昇給が行われなかったこと。

（５） 再雇用職員の従事する業務を遂行するのに必要な能力、資格等を有している者であること。

２．有効期間

本協定は、２００７年４月１日から２００８年３月３１日までを有効期間とする。

２００７年４月１日

労働者過半数代表　国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

氏　名　　教　　授＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使　用　者　　国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

氏　名　　研究科長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿